

牧之原小学校 P T A 規約

第一章 名称及び事務局

- 第1条 この会は、学校組合立牧之原小学校 P T A と称する。
- 第2条 この会の事務局は、学校組合立牧之原小学校におく。

第二章 目的

- 第3条 この会は、次の事項の実現を目的とする。
- 1 学校・家庭・社会の積極的な協力を通して、児童の福祉を増進する。
 - 2 会員相互の親睦を図り、研修に努める。
 - 3 児童の生活及び教育環境をよくする。
 - 4 児童の福祉のために活動する諸団体または機関と協力し、地域の教育向上を図る。
 - 5 その他必要と認めることを行う。

第三章 会員

- 第4条 この会の会員は、次の各項の該当者をもって構成する。
- 1 学校組合立牧之原小学校に通学する児童の両親もしくは保護者。
 - 2 学校組合立牧之原小学校の教職員。
 - 3 この学区内に居住し、本会の趣旨に賛同するもの。

第四章 会計

- 第5条 この会の経費は、会費・事業収入及び自発的な寄付金をもってあてる。
- 第6条 会費は、年度初めの理事会で協議し、総会の承認を受ける。
- 第7条 経理は、総会において承認された予算に基づいて行われる。
- 第8条 経理の決算は、会計監査を受け、総会の承認を得なければならない。
- 第9条 この会計の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第五章 役員

- 第10条 この会の役員は、次のとおりとする。
- 1 会長1名、副会長2名、総務1名とし、この4名が本部役員となる。
 - 2 会計1名、書記1名とし、会長が委嘱する。
 - 3 委員 … 専門委員及び学年委員は若干名選出する。
 - 4 理事 … 正副会長、総務、専門部正副部長、学年部正副部長は、理事となる。
 - 5 顧問 … 理事の選出で若干名をおくことができる。
 - 6 会計監査2名 会長の指名委嘱による。
- 第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。
- 1 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はこれを代行する。
 - 3 総務は、会長の指示に従い、本会の庶務を行う。

- 4 役員は、本会の主要事項を評議する。
- 5 書記は、本会の一般事務を掌る。
- 6 会計は、本会の経理を処理する。会費の決済は、会長による。
- 7 会計監査は、この会の会計を監査し、総会において報告する。

第12条 役員は、任期を1か年とし、再選を妨げない。

第六章 会 議

第13条 この会の会議は、総会・理事会・委員会・部会・各学年委員会・会計監査会とする。

第14条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第15条 総会は、定期総会・臨時総会とする。定期総会は4月、臨時総会は、役員が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要請があった時開催する。

第16条 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ、議事を議決することはできない。

第17条 総会の議決は、出席者の過半数で決める。ただし、新型インフルエンザ等感染症がまん延をし、総会を開催できない場合は、紙上にて議案を提案し、議決する。

第18条 理事会・委員会・部会・各学年委員会の開催と議決方法は、総会に準ずる。理事会は、総会に代わる重要案件の議決機関とする。

第七章 活 動

第19条 本会に次の専門部をおき部長1名・副部長1名をおき、それぞれの部の活動を推進する。また各地区より1名リサイクル委員をおく。

- ・本部 総括的な企画をし、全体の調整を図る。
- ・施設厚生部 リサイクル活動及び保健衛生等に関する事業、施設設備に関する事業を行う。
- ・指導部 指導及び体育等に関する事業を行う。
- ・文化部 広報・研修等に関する諸事業を行う。
- ・学年部 各学年に関する諸事業を行う。
- ・リサイクル委員 各地区から1名選出され、リサイクル活動を行う。

付 則

昭和27年4月19日改正

平成5年12月13日一部改正

平成13年4月12日一部改正

平成19年4月14日一部改正

平成26年4月12日一部改正

令和3年5月13日一部改正